

基金だより

2009年5月

住友ゴム連合企業年金基金



「芝桜咲く飯田高原」〈大分県〉

平成21年度 基金予算のお知らせ

【 3月2日に開催されました第12回代議員会で、当基金の平成21年度予算が可決・承認されました。その概要をお知らせいたします。】

年金資産は350億16百万円に

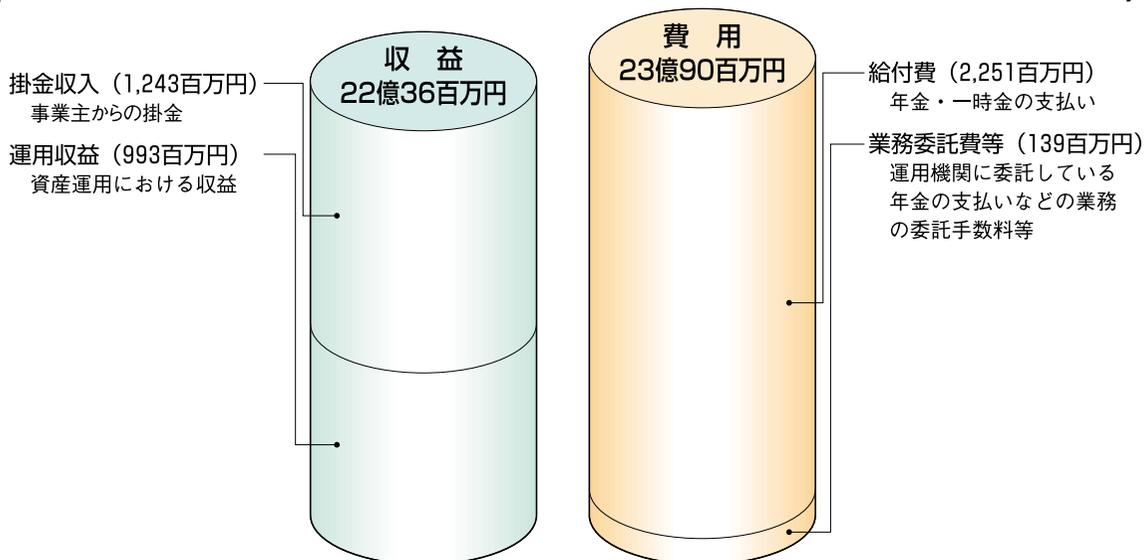
年金経理

年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

1年間の収支見込み

(予定損益計算書・経常収支)

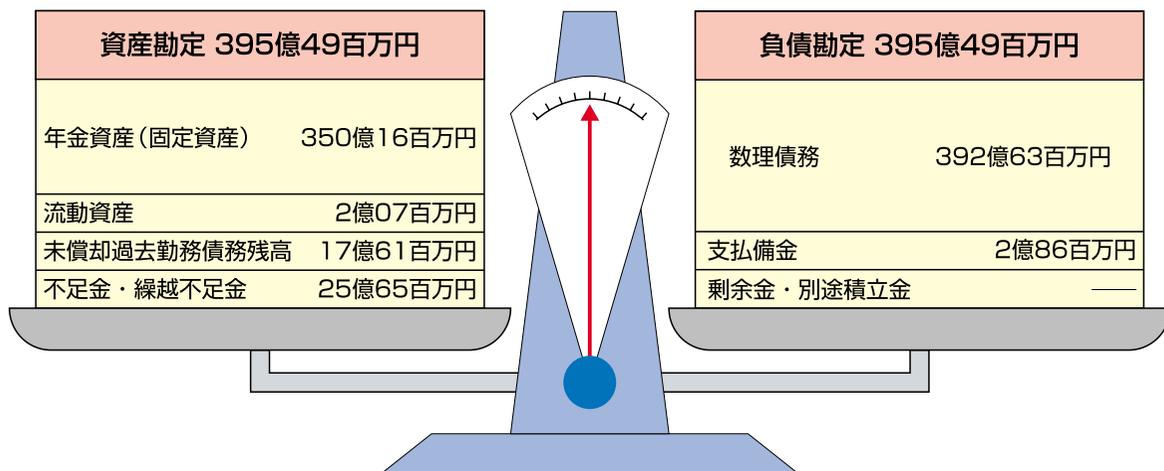
基金の主な収入源である掛金、年金・一時金の支払い、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。



財政バランス

(予定貸借対照表)

将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額（給付債務）と、保有する年金資産とのバランスを予測します。



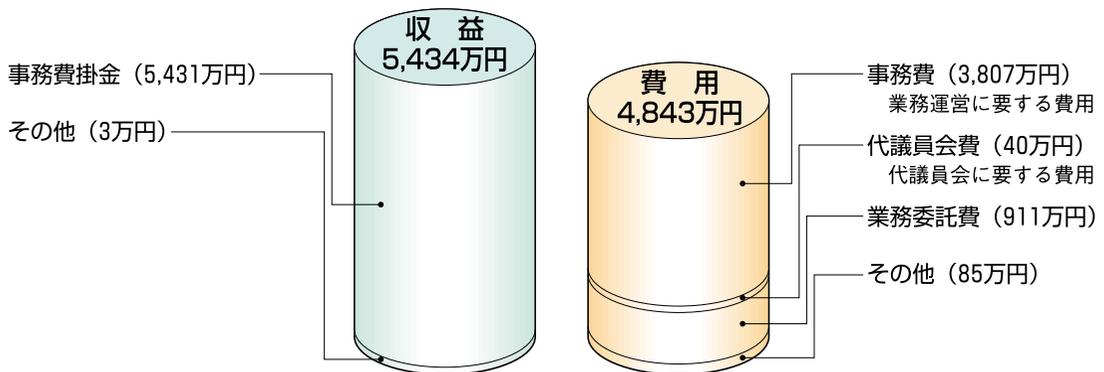


業務経理・業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理します。

当基金は、加入事業所からの掛金（事務費掛金）により運営されています。そのため1人当たり月額470円を事業主負担で徴収しています。

尚、平成21年度末（H22.3末）の資産残高は35百万円程度となる見込みです。



予算の基礎数値

平成21年度の当基金の予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

1. 設立事業所数： 42社
2. 加入者数： 9,630人
3. 掛金

標準掛金	1,032百万円
特別掛金	211百万円
事務費掛金	54百万円
4. 給付

年金給付	1,174百万円
脱退一時金	202百万円
選択一時金	799百万円
遺族一時金	76百万円



ねんきん定期便が4月から送付スタート!!



「ねんきん定期便」は公的年金制度のすべての被保険者に、これまでの加入期間や保険料納付実績などの年金記録*の定期的な確認と、年金制度に対する理解を深めてもらうことを目的として今年4月から送付がはじまりました。

「ねんきん定期便」は、被保険者に直接届きます。お手もとに届いたら加入記録を確認し、もれや間違いがある場合は、同封の「年金加入記録回答票」に記入して必ず返送しましょう。

*共済組合記録にかかる情報を除く。

(注) 平成21年3月時点の情報をもとに作成しています。

送付対象者

国民年金・厚生年金のすべての被保険者

送付時期

平成21年4月～毎年誕生日

「ねんきん定期便」の送付物

5歳未満の方、5歳以上の方、年金受給者であり現役被保険者の方、で送付物が異なります。

●年金記録の確認の流れ

同封される「年金加入記録回答票」は2種類あり、回答方法が異なります。

記録にもれや間違いがないか確認

〈確認のポイント〉

- ・勤務期間や国民年金の加入期間がつながっているか
- ・保険料納付状況にもれや間違いはないか
- ・厚生年金の標準報酬月額・賞与額は当時の報酬と大幅な違いはないか

ご注意!!

・「ねんきん特別便」で「訂正あり」と回答し、現在調査中の記録は反映されていません。

「年金加入記録回答票」が白色の場合

もれや間違いがある*

必ず
回答しま
しょう!

同封の「年金加入記録回答票」に記入し、同封の返信用封筒に入れ、社会保険庁に郵送します。

もれや間違いがない

回答の必要は
ありません。

「年金加入記録回答票」が水色の場合

必ず
回答しま
しょう!

「ねんきん特別便」に回答していない方や、年金の請求手続の時期が近づいている58歳の方に送られますので、訂正の有無を記入し、社会保険庁に郵送します。

*すでに「ねんきん特別便」などで訂正を申し出ている期間や年金記録確認第三者委員会へ申し立てた期間は、回答の必要はありません。

Check

1

ねんきん定期便

年金制度の加入期間や、納めた保険料の累計額が表示されています。なお、表示内容は送付対象者によって次のように異なります。

全員共通の表示事項 (50歳未満の方・50歳以上の方・年金受給者であり現役被保険者の方)

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の被保険者記録に基づき作成されています。

基礎年金番号 生年月日 年 月 日
(基礎年金番号及び生年月日は、お間違い合わせの要となりません。)

■作成年月日・基礎年金番号・生年月日

「ねんきん定期便」の作成年月日、基礎年金番号・生年月日が表示されます。表示される記録は、作成年月日時点のものとなります。

国民年金		厚生年金保険		国民年金		厚生年金加入期間合計	
第1号被保険者 (基礎年金番号)	第2号被保険者 (基礎年金番号)	第1号被保険者 (基礎年金番号)	第2号被保険者 (基礎年金番号)	第1号被保険者 (基礎年金番号)	第2号被保険者 (基礎年金番号)	第1号被保険者 (基礎年金番号)	第2号被保険者 (基礎年金番号)

■これまでの年金加入期間

各制度の加入期間とその合計が表示されます。なお、国民年金保険料を前納している場合は、納付した期間が含まれます。未納期間は含まれません。年金加入期間の詳細は、右頁の「年金加入履歴」をご覧ください。

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金(厚生年金被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【国民年金+厚生年金合計】	(累計額)	円

■これまでの保険料納付額

納めてきた国民年金保険料、厚生年金保険料の累計額が表示されます。

厚生年金保険料

●厚生年金保険料は被保険者と事業主が折半で負担します。ここに表示される額は、被保険者ご自身が負担した保険料となります。

Under 50

50歳未満の方に表示される内容

① これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	② 月額	円
② これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金月額	③ 月額	円
これまでに加入実績に応じた老齢年金月額 (老齢基礎年金+老齢厚生年金)		

これまでの加入実績に応じた年金額

表示される年金額は、これまでの加入実績に基づいて計算されます。今後の加入実績の増加に伴い、将来うけられる年金額も増えていきますので、実際に将来うけられる年金額ではありません。

Over 50

50歳以上の方に表示される内容

国民年金 第1号被保険者	国民年金 第3号被保険者	国民年金 第1号被保険者	国民年金 第3号被保険者	国民年金 第1号被保険者	国民年金 第3号被保険者
平成4.4.1	平成7.4.1	平成7.4.1	平成8.4.1	平成12.4.1	平成16.4.1
36	12	42	12	48	

老齢年金の見込額

現在加入している制度に加入し続けた*として計算されます。このため、将来、実際にうける年金額と異なる場合があります。
*現在の標準報酬月額および標準賞与額で、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時まで加入し続けたとして計算されます。

Check 2

年金加入履歴

これまで加入してきた制度や、被保険者資格の取得日・喪失日、加入月数などが表示されます。

会社名等が社会保険庁で管理する記録にない場合は、「厚生年金保険」、「船員保険」と表示される。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	ABC商事	平成4.4.1	平成7.4.1	36
2	国年	第1号被保険者	平成7.4.1	平成8.4.1	12
3	厚年	東京株式会社	平成8.10.1	平成12.4.1	42
4	国年	第3号被保険者	平成16.4.1	平成17.4.1	12
5	厚年	高井戸社会保険株式会社	平成17.4.1		48

⑦国民年金				⑧厚生年金保険	⑨船員保険	⑩年金加入期間合計(未納月数除く)
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	学生納付特例月数	第3号被保険者月数	納付済月数

Point 確認のポイント

この前の期間について加入歴はないか。
空白の期間に加入歴はないか。
現在加入中の場合は空欄となっています。

厚生年金基金の加入期間があった方について

●住友ゴム工業、住友ゴム関連会社、オーツタイヤ各厚生年金基金は代行返上しましたので、⑧厚生年金保険の加入月数欄、加入期間欄(基金)には「(0)」が表示されるのみとなります。

Check 3

厚生年金の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況

厚生年金加入中に納めた保険料や将来うける年金額算定のもととなる標準報酬月額(賞与額)と、実際に納めた保険料額が表示されます。

年度	種類	標準報酬月額・保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	標準報酬月額												
	保険料納付額												

Point 確認のポイント

これまでの実際の報酬と、表示されている標準報酬月額、標準報酬賞与額が大幅に相違していないか。

- 厚生年金保険料は事業主と被保険者で折半負担です。ここでは、本人負担の納付額が表示されます。
- 空白になっている月は、厚生年金未加入の月です。国民年金または共済年金に加入している場合も同じです。
- 総報酬制の導入により、平成15年4月より賞与からも保険料を納めています。

!! ご注意ください

ねんきん定期便や年金加入履歴、標準報酬月額と保険料納付額の月別状況には、共済組合だった期間の記録は表示されません。各共済組合の年金加入記録については、各共済組合にお問い合わせください。

Check 4

国民年金保険料の納付状況

国民年金の第1号被保険者期間中の保険料納付状況や第3号被保険者だった期間が月ごとに表示されます。

年度	納付済月数	免除月数	特例月数	国民年金保険料の納付状況													
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		

Point 確認のポイント

表示されている納付状況に誤りがないか

- 昭和51年以前の国民年金保険料納付状況の一部に年度単位で管理しているものがあるため、月ごとの納付状況が確認できない場合は月別納付状況欄に「***」と表示されます。

(参考) 免除制度等の実施時期

免除制度等	実施時期
学生納付特例制度	平成12年4月より
半額免除制度	平成14年4月より
若年者納付猶予制度	平成17年4月より
4分の3免除、4分の1免除	平成18年4月より

標準報酬は年金額算定の際に 現在の賃金水準に見直されます

今年度から毎年誕生月に「ねんきん定期便」が送られてきます。
記載されている標準報酬月額や標準賞与額は、
保険料や国からうける老齢厚生年金の計算に用いられますが、
年金額を計算するには、賃金水準の変動に応じて見直されます。

保険料は標準報酬月額と標準賞与額に応じて決まる

会社員は、国の厚生年金に加入し保険料を納めます。「標準報酬月額」は毎年、4、5、6月の給料の平均をもとに決められ、その年の9月分から翌年の8月分の保険料の計算に用いられます。また、平成15年4月からは賞与を含めた年収をベースに保険料を納めることになっており、賞与の1,000円未満を切り捨てた「標準賞与額」（150万円が上限）をもとに算定されます。

●標準報酬月額と保険料の決め方



年金額は標準報酬月額・標準賞与額を再評価して計算する

将来、国からうけられる老齢厚生年金の額も、在職中に納めた保険料の計算のベースである標準報酬月額、標準賞与額をもとに決められます。年金額の計算には、平成15年3月以前の被保険者期間中の標準報酬月額の平均である「平均標準報酬月額」と、平成15年4月以後の標準報酬月額および標準賞与額の合計を加入月数で割った「平均標準報酬額」が用いられます。

この平均標準報酬（月）額の算定にあたっては、過去の標準報酬月額、標準賞与額が現在の賃金水準に合わせて修正されます。これを「再評価」といい、たとえば、右頁の例の昭和47年4月～昭和47年8月の標準報酬月額は、すべて3.6倍されます。このように、国の年金制度には、賃金水準の変動が、年金額に反映されるしくみが設けられています。

老齢厚生年金の計算式 * 昭和21年4月1日以前生まれの場合は、生年月日による読み替えがあります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{平成15年3月以前の被保険者期間分} \\ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5^*}{1000} \times \text{被保険者期間の月数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成15年4月以後の被保険者期間分} \\ \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769^*}{1000} \times \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right) \times 1.031 \times 0.985$$

(物価スライド率)



平均標準報酬月額 (算定イメージ)

総報酬制導入前の期間は「平均標準報酬月額」を算定します。具体的には、平成15年3月以前の加入期間の標準報酬月額に再評価率と加入月数をかけて合計を算出します。下の場合、65ヵ月間の再評価後の標準報酬総額は1,630万2,780円です。したがって、平均標準報酬月額は1,630万2,780円÷65ヵ月＝25万812円となります。

被保険者期間	標準報酬月額 (千円)	再評価率	月数 (月)	期間合計 (千円)
S47.4～47.8	60	3.6	5	1,080
47.9～48.8	72	3.6	12	3,110.4
48.9～48.10	86	3.6	2	619.2
48.11～49.8	86	2.64	10	2,270.4
49.9～50.3	104	2.64	7	1,921.92
50.4～50.8	104	2.25	5	1,170
50.9～51.7	118	2.25	11	2,920.5
51.8	118	1.86	1	219.48
51.9～52.8	134	1.86	12	2,990.88
総合計			65	16,302.78

平均標準報酬月額 $1,630万2,780円 \div 65ヵ月 = 25万812円$

平均標準報酬額 (算定イメージ)

総報酬制導入後の期間は「平均標準報酬額」を算定します。具体的には、平成15年4月以後の加入期間の標準報酬月額および標準賞与額に再評価率と加入月数をかけて合計を算出します。下の場合、40ヵ月間の再評価後の標準報酬総額は1,828万6,960円です。したがって、平均標準報酬額は1,828万6,960円÷40ヵ月＝45万7,174円となります。

被保険者期間 賞与をうけた月	標準報酬月額 (千円) 標準賞与額	再評価率	月数 (月)	期間合計 (千円)
H15.4～15.8	340	0.917	5	1,558.9
15.6	680	0.917		623.56
15.9～16.8	360	0.917	12	3,961.44
15.12	720	0.917		660.24
16.6	720	0.917		660.24
16.9～17.3	380	0.917	7	2,439.22
16.12	720	0.917		660.24
17.4～18.3	380	0.923	12	4,208.88
17.6	760	0.923		701.48
17.12	760	0.923		701.48
18.4～18.7	380	0.926	4	1,407.52
18.6	760	0.926		703.76
総合計			40	18,286.96

平均標準報酬額 $1,828万6,960円 \div 40ヵ月 = 45万7,174円$

注：国の厚生年金は、平成16年改正による改正後の年金額が改正前の年金額に満たない場合は、改正前の年金額がうけられます。平成21年度は多くのケースで改正前の年金額が高くなるため、ここでは改正前の年金額の計算方法で説明しています。



タテ・ヨコのカギをヒントにマス目を埋めて、クロスワードパズルを解いてみてください。
最後に「桜」が入っているマス目に入る文字を組み合わせると、
春に関する記述ではじまる
文学作品の名前が出てきます。

ヨコのカギ

- シンガポールやタイは
東南——の国です
- 手厳しいこと。——な風刺漫画
- をつくと地獄で舌を抜かれる？
- 花見をする花といえばこれ。
——色、——餅
- 起きたら庭に立ちこめていたりします
- 礼儀にはずれること
- 英語ではネーム
- 慎重な人は——をたたいて渡るとか
- ろうそくの——で、部屋がぼうっと照らされた
- つらいことと楽しいこと。
——をずっと共にしてきた夫婦
- 工事、——年金



1		7		13	16	
		8	11			
2					17	18
		9		14		
3	5		12			
	6	10				
4				15		

タテのカギ

- 恋人や友人と、性格が
合うか合わないか。——占い
- 質がよくないこと。——品
- 菜の花とも呼ばれます
- 料理のをせませす
- 焼いたりお菓子にしたり
焼酎にしたりもする根菜
- ほったたこと。——をゆるめる
- 一礼すること
- 締め切りともいいます。
——が迫る
- 見劣りしないこと。
——のなideき栄え



黒先でどうなりますか。
ヒント：ダメツマリを衝
いて仕留めます。
(10分で初段)
出題：九段 中村秀仁

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一	●							○	
二	○	●						○	●
三	●	○	○					○	●
四	●	○						○	●
五									
六									
七									
八									



持駒：飛、金、銀、銀
ヒント：駒はドンドン
捨ててください。
(10分で二段)
出題：九段 北村昌男

7	6	5	4	3	2	1
			▲		▲	
			▲		▲	
			▲		▲	
			▲	▲	▲	
			▲	▲	▲	
			▲	▲	▲	
			▲	▲	▲	

【詰碁】
黒1のコミミが好手で、
白2から4の抵抗には、
黒5、7までダメツマリに
して仕留めます。
黒1で2は、白a、黒1、
白5で追い落とすとして白生
き。黒1で4は、白2、黒3、
打って飛で取らせ、続くと3金かト
ノ×の好手。その駒で取っててもあと
は持駒の飛の活用で解決されず。
失敗。

正解・黒先白死

【クロスワードパズル】